防災庁発足を見据えた防災体制の強化を求める要望意見書

本年７月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧、復興までを一貫して担う司令塔組織として、防災庁の発足に向けた準備が進められております。

一方、本年７月２８日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期の大震災により、停電、断水下での避難生活や車中泊、在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群、トイレ不足、燃油の供給制限、自治体職員の被災による人手不足など、複雑化する災害現場の課題が明らかになりました。

今後想定される巨大地震や気象災害から国民の命と暮らしを守るためには、防災庁を中心に、国と地方自治体の連携を強化し、現場のニーズに即した支援体制を構築することが必要です。

よって、国及び関係機関におかれましては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえ、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

１　猛暑期の避難生活における衛生環境と生活環境を改善するため、災害発生初期からトイレカーを適所に迅速配置し、下水道接続等による衛生環境を確保すること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、キッチンカー等の確保、広域調達、迅速搬送体制を構築すること。

２　猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等を防ぐため、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＷＡＴ等を避難所だけでなく、車中泊、在宅避難者にも早期かつ広域に派遣、巡回する体制を整備し、災害関連死を防ぐ医療、福祉支援体制の強化すること。

３　被災自治体への人材派遣と受援体制について、被災自治体のマンパワー不足を補うため、災害マネジメント総括支援員（ＧＡＤＭ）をはじめ、国、自治体、民間の支援をつなぐ職員を迅速に派遣、配置する仕組みを強化すること。

４　緊急用燃油の安定、優先供給体制について、救急、復旧活動や住民の避難、生活維持に必要なガソリン、軽油等を、被災地へ優先かつ迅速に供給できる緊急供給体制を構築すること。

５　複合災害、二次災害への監視、警戒体制について、余震、降雨による土砂災害、火山活動等による二次災害を防ぐため、地殻変動や斜面変位等の監視を強化するとともに、住民への迅速で分かりやすい情報提供と避難体制を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

苫　小　牧　市　議　会

【提出先】　内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長